

○北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前																								
<p>(議員の定数) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第90条第1項の規定により、北海道議会議員の定数は、<u>100人</u>とする。</p> <p>(選挙区) 第2条</p> <p>(略)</p> <p>2 法第15条第1項及び第2項の規定により、次に掲げる区域をもって一選挙区とする。 (1) 夕張市、<u>美唄市</u>、<u>芦別市</u>、赤平市、三笠市、砂川市、歌志内市及び深川市の区域と空知総合振興局の所管区域を合わせた区域</p> <p>(略)</p> <p>(削る。)</p> <p><u>3</u> 公職選挙法の一部を改正する法律(平成25年法律第93号)附則第3条本文の規定により、胆振総合振興局、渡島総合振興局、檜山振興局及び釧路総合振興局の所管区域にあつては、各所管区域をもって一選挙区とする。</p> <p>第3条 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">選挙区の名称</th> <th style="width: 40%;">選挙区の区域</th> <th style="width: 30%;">議員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削る。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空知地域</td> <td>夕張市、<u>美唄市</u>、<u>芦別市</u>、赤平市、三笠市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町の区域</td> <td style="text-align: center;">4人</td> </tr> </tbody> </table>	選挙区の名称	選挙区の区域	議員の数	(削る。)			(略)			空知地域	夕張市、 <u>美唄市</u> 、 <u>芦別市</u> 、赤平市、三笠市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町の区域	4人	<p>(議員の定数) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第90条第1項の規定により、北海道議会議員の定数は、<u>101人</u>とする。</p> <p>(選挙区) 第2条</p> <p>(略)</p> <p>2 法第15条第1項及び第2項の規定により、次に掲げる区域をもって一選挙区とする。 (1) 夕張市、芦別市、赤平市、三笠市、砂川市、歌志内市及び深川市の区域と空知総合振興局の所管区域を合わせた区域</p> <p>(略)</p> <p><u>3</u> <u>法第271条の規定により、美唄市の区域をもって一選挙区とする。</u></p> <p><u>4</u> 公職選挙法の一部を改正する法律(平成25年法律第93号)附則第3条本文の規定により、胆振総合振興局、渡島総合振興局、檜山振興局及び釧路総合振興局の所管区域にあつては、各所管区域をもって一選挙区とする。</p> <p>第3条 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">選挙区の名称</th> <th style="width: 40%;">選挙区の区域</th> <th style="width: 30%;">議員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>美唄市</u></td> <td><u>美唄市の区域</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1人</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空知地域</td> <td>夕張市、芦別市、赤平市、三笠市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町の区域</td> <td style="text-align: center;">4人</td> </tr> </tbody> </table>	選挙区の名称	選挙区の区域	議員の数	<u>美唄市</u>	<u>美唄市の区域</u>	<u>1人</u>	(略)			空知地域	夕張市、芦別市、赤平市、三笠市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町の区域	4人
選挙区の名称	選挙区の区域	議員の数																							
(削る。)																									
(略)																									
空知地域	夕張市、 <u>美唄市</u> 、 <u>芦別市</u> 、赤平市、三笠市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町の区域	4人																							
選挙区の名称	選挙区の区域	議員の数																							
<u>美唄市</u>	<u>美唄市の区域</u>	<u>1人</u>																							
(略)																									
空知地域	夕張市、芦別市、赤平市、三笠市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町の区域	4人																							